

荻野小学校

慶弔等規定・部会細則・選挙細則



令和3年2月

伊丹市立荻野小学校PTA慶弔等規定

- 第 1 条 慶弔等に関する贈与は、この規定の定めるところによる。ただし、いかなる場合も返礼はしないものとする。
- 第 2 条 本会は、下記の事項に該当した場合給付を行う。
(1) 会員並びに児童の死去
- 第 3 条 第 2 条の金額並びにその他の場合は、役員会において決定し、委員総会に報告する。
- 第 4 条 この規定は、規約第 4 8 条の定めに従い委員総会の決議により変更することができる。ただし、次期総会において報告しなければならない。
- 第 5 条 本規定は、昭和 5 1 年 1 0 月 2 日より施行する。

(平成 2 8 年 5 月 一部改正)

伊丹市立荻野小学校PTA部会細則

- 第 1 条 本部会細則は、規約第 20 条、第 21 条の定めるところによる。
- 第 2 条 PTAは、愛護防犯部、保健体育部、教育部、伊丹市同和教育研究部を置き、委員はそのいずれかに所属しなければならない。
- 第 3 条 各部は、それぞれ所属する部員の中から部長、副部長各 1 名を選出し、他に教職員若干名を部顧問として委嘱する。
- 第 4 条 各部は、規約第 3 条の目的達成のため、それぞれの担当部門において事業を行う。
- (1) 愛護防犯部・・・児童の安全に関する諸問題、愛護補導等に取り組み教育環境の整備を推進する。
学校施設の充実と児童及び会員の福利厚生を図る。
 - (2) 保健体育部・・・会員の保健知識を深め、スポーツを通じて児童及び会員の健康増進を図る。
 - (3) 教育部・・・・・・児童の学校生活に関する支援につとめ、学校行事に協力する。
 - (4) 伊丹市同和教育研究部・・・同和教育に関する学習と会員に認識を深めるための活動を行う。
- 第 5 条 愛護防犯部、保健体育部、教育部、伊丹市同和教育研究部、各部の部員構成に制限を設けない。
- 第 6 条 本細則は、規約第 20 条の定めに従い委員総会の決議により変更することができる。ただし、次期総会において、報告しなければならない。
- 第 7 条 本細則は、昭和 53 年 5 月 3 日より施行する。

(平成 11 年 5 月 一部改正)	(平成 25 年 5 月 一部改正)
(平成 12 年 5 月 一部改正)	(平成 28 年 5 月 一部改正)
(平成 15 年 5 月 一部改正)	(平成 29 年 5 月 一部改正)
(平成 16 年 5 月 一部改正)	(平成 30 年 5 月 一部改正)
(平成 19 年 5 月 一部改正)	(令和 3 年 2 月 一部改正)

伊丹市荻野小学校PTA選挙細則

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、伊丹市立荻野小学校PTA会則第 10 条の規定に基づき、役員及び委員の選出に関し必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第 2 条 役員選出の公正の確保と円滑な運営を図るため、次の委員会を設置する。

(1) 推せん委員会

(2) 選考委員会

(推せん委員会)

第 3 条 推せん委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 1年生から6年生までの学年委員から選出された者2名。

(2) 役員のうちから選出された者2名。

(3) 教職員のうちから1名。

推せん委員会は、1年生から4年生までに在学する児童の保護者のうちから役員候補者(会計監査員候補者を除く)を推せんし、当該推せん者を登録した名簿を選考委員会に提出するものとする。

(選考委員会)

第 4 条 選考委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 前条第1項第1号に定める者の中から選出された者2名。

(2) 役員のうちから選出された者2名。

(3) 教職員から1名。

選考委員会は、推せん者登録名簿を参考に会長、副会長、書記及び会計の各役員候補者の選考並びに原則として、在校生の保護者の中から会計監査員候補者2名の選考を行い、本人の承諾及び運営委員会の承認を得て総会に報告し承認を求めなければならない。

(選考上の留意事項)

第 5 条 選考委員会は、役員を選考にあたって次の各号に掲げる事項について十分な配慮を行うものとする。

(1) 役員選考は会長候補者の選考を第1順位とする。

(2) 副会長、書記及び会計の各役員候補者の選考にあたっては、会長候補者の意見を聴いたうえで行うものとする。

(委員の選出)

第 6 条 委員は各学年ごとに会員の互選によって選出する。ただし、互選によることが困難な場合はその限りではない。

(委員定数)

第 7 条 学年委員は各学年ごとに若干名とする。

(併任の禁止)

第 8 条 学年を母体として選出された学年委員は、他の学年の学年委員を兼ねることができない。ただし、同一人が 2 以上の学年から学年委員として選出された場合には高学年に属する学年の学年委員とする。

(欠員補充)

第 9 条 役員及び委員に欠員が生じた場合には、本細則に基づき選任し、その任期は前任者の残余期間とする。

(委 任)

第 10 条 その細則に定めるものの他必要ある場合には、運営委員会が定める。

(付 則)

この細則は昭和 53 年 5 月 3 日から施行する。

(平成 5 年 2 月 一部改正)

(平成 6 年 2 月 一部改正)

(平成 7 年 2 月 一部改正)

(平成 19 年 2 月 一部改正)

(平成 29 年 2 月 一部改正)

(平成 29 年 5 月 一部改正)

(平成 30 年 5 月 一部改正)

(令和 3 年 2 月 一部改正)